

# 国民健康保険における高額療養費の支給漏れについて

国民健康保険加入者における高額療養費の支給において、令和2年11月から令和3年6月までの診療月分について、一部の対象者への支給通知の発送並びに支給が漏れていたことが判明しました。

なお、今回の支給漏れ分については、既に佐渡市（保険者）への支給申請の時効期間が経過しています。

1. 対象者 4世帯・4人分（国民健康保険税の滞納があった方）

2. 高額療養費の支給額合計 123,832円

## 3. 原因

税務課収納担当者が納税相談に必要な支給申請書類等を保管したまま、対象者との折衝を失念していました。

## 4. 経緯

対象4世帯のうち1世帯と令和5年9月25日に折衝し、高額療養費の滞納税への自主納付手続きを行った際に時効消滅していることが判明しました。また、他の保管書類を確認したところ時効消滅している3世帯分の書類が判明しました。

国民健康保険税滞納者に高額療養費の払戻しが発生した場合、市民課から税務課に事務が引き継がれ、対象者との納税相談・指導により滞納税への自主納付を勧奨しています。

今回の事案は、高額療養費の払戻しがあることを受給者が知らないまま2年の時効期間が経過しました。

## 5. 賠償金額の内訳等

対象者には高額療養費相当額と遅延損害金を損害賠償金として支払いました。

### ■賠償金内訳表（支払日：11月21日）

単位：円

対象者	診療月	高額療養費 (払戻し分)	遅延日数 (起算日～R5.11月21日)	損害賠償金額	うち遅延損害金 ※
A	R2.11月～R3.6月	16,752	356～144	17,091	339
B	R3.6月	472	144	478	6
C	R3.3月	47,748	235	48,670	922
D	R3.4月	58,860	205	59,852	992
合計		123,832		126,091	2,259

※時効消滅から支払日までの遅延損害金（民事法定利率年3%（国家賠償法を準拠））により算定。

## 6. 再発防止策

高額療養費の払戻しの事務処理を改め、高額療養費算定結果後に対象者へ支給通知を行い、申請に基づき高額療養費の払戻し分の支給を行い、滞納者に対しては自主納付を勧奨します。